

議第91号

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例案

三島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第14条の2中「第44条」を「第26条の8」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 3 職員（会計年度任用職員及び地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）が高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、給料及び管理職手当の月額に対する地域手当、管理職手当並びに初任給調整手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定及び第14条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士